（測度の引継ぎ）

第三十六条　測度の申請をした者は、当該船舶が当該測度を申請した所轄地方運輸局長等以外の地方運輸局長等が管轄する区域内又は本邦外に移転した場合は、当該申請をした所轄地方運輸局長等に次に掲げる事項を記載した総トン数等測度引継申請書を提出して、当該船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長等（当該船舶が本邦外に移転した場合にあつては、関東運輸局長）への測度の引継ぎを受けることができる。

一　住所及び氏名
二　船舶の名称
三　国際海事機関船舶識別番号
四　測度の引継ぎを受けようとする理由
五　引継ぎ後測度を受けようとする場所及び期日
六　その他国土交通大臣が必要と認める事項

（認定証の記載事項）

第三十七条　法第三十九条の五第四項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　認定対外船舶運航事業者の住所及び氏名
二　船舶の国籍
三　船舶所有者の住所及び氏名
四　国際海事機関船舶識別番号

（命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由）

第三十八条　法第三十九条の五第五項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

（変更等の届出）

第三十九条　法第三十九条の五第五項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名
二　船舶の名称
三　国際海事機関船舶識別番号
四　法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由
五　前条に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由の詳細及び当該事由が生じた年月日

2　前項の届出が法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3　第一項の届出が法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項のうち認定証の記載事項に該当するものの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名
二　認定証の記載事項のうち変更があつたもの

（準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等）

第四十条　法第三十九条の五第六項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度（以下「改測」という。）を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。

一　一般配置図
二　中央横断面図
三　当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面
四　国際総トン数を証する書類

3　第三十三条第三項の規定は、第一項の規定による準日本船舶の総トン数等の改測の場合について準用する。

（準用規定）

第四十一条　第三十四条から第三十六条までの規定は、前条第一項の規定による準日本船舶の総トン数等の改測の申請の場合について準用する。

（準日本船舶の譲受等の届出）

第四十二条　法第三十九条の五第七項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名
二　船舶の名称
三　国際海事機関船舶識別番号
四　法第三十九条の五第七項各号に掲げる場合のいずれに該当するかの別
五　届出の事由が発生した年月日

2　前項の届出が法第三十九条の五第七項第一号に掲げる場合に係るものである場合には、前項の届出書に国際総トン数を証する書類

一　国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。
二　その他国土交通大臣が法第三十九条の六の確認を行うために必要と認める書類

（認定証の再交付）

第四十二条の二　認定対外船舶運航事業者は、認定証を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証再交付申請書に当該損傷した認定証（認定証を滅失したときは、その事実を記載した書面）を添付して、これを国土交通大臣に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。

一　住所及び氏名
二　船舶の名称
三　国際海事機関船舶識別番号
四　再交付申請の理由

2　認定対外船舶運航事業者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。

（認定証の返納）

第四十二条の三　認定対外船舶運航事業者は、法第三十九条の五第九項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

（総トン数等の確認）

第四十二条の四　法第三十九条の六の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数（法第三十九条の五第六項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。